

令和6年6月1日から入院時の食事代が変わります



国民健康保険の被保険者の方

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		5月31日まで	6月1日から
①	一般の被保険者(下記以外の人)	460円	490円
②	③④のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者	260円	280円
③	・住民税非課税世帯 ・70歳~74歳で低所得者IIの人	90日までの入院(過去12か月の入院日数)	210円
		90日を超える入院(過去12か月の入院日数)※	160円
④	70歳~74歳で低所得者Iの人	100円	110円

※低所得IIの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分	5月31日まで	6月1日から
一般の被保険者(下記以外の人)	460円※(420円)	490円※(450円)
・住民税非課税世帯 ・70歳~74歳で低所得者IIの人	210円	230円
70歳~74歳で低所得者Iの人	130円	140円

※保険医療機関の施設基準等により、()内の場合もあります。

※国民健康保険の住民税非課税世帯(低所得者I・低所得者IIを含む)は、世帯主と国保被保険者全員が非課税の世帯です。

後期高齢者医療の被保険者の方

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		5月31日まで	6月1日から
①	一般・現役並み所得者	460円	490円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	260円	280円
③	低所得II (住民税非課税世帯)	90日までの入院(過去12か月の入院日数)	210円
		90日を超える入院(過去12か月の入院日数)※	160円
④	低所得者I(住民税非課税世帯・年金収入80万円以下など)	100円	110円

※低所得IIの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分	5月31日まで	6月1日から
一般・現役並み所得者	460円※(420円)	490円※(450円)
低所得II	210円	230円
低所得I	130円	140円
低所得I(老齢福祉年金受給者)	100円	110円

※保険医療機関の施設基準等により、()内の場合もあります。

☎ ● 国民健康保険に関すること 市保険年金課 国保担当 (市役所1階⑤番窓口)

☎ 32・2113/FAX35・0173

● 後期高齢者医療保険に関すること 市保険年金課 医療・年金担当 (市役所1階④番窓口)

☎ 32・4120/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp